

【島田市民総合施設プラザおおるり】

質問票に対する回答

No.	質問	回答
1	<p>業務仕様書 P9 25. 来館者用の駐車場の使用について プラザおおるり本館の貸室数が増加することや、生涯学習講座、市民 フリースペース等での利用者の増加、目的外使用許可団体の入居等に より、更に駐車場不足が予想されます。 駐車場対策についての考えをご教示ください。</p> <p>令和6年度（新庁舎周辺工事時） 令和7年度（新庁舎完成時）</p>	<p>令和5年10月以降の市役所新庁舎開庁・旧庁舎解体に伴いプラザお おるり利用者が使用可能な駐車場についても変更があります。 現状及び今後の見通しについては下記のとおりです。</p> <p>現状（令和5年8月31日現在）～10月9日 ①おおるり西側駐車場 約40台 ②中央小公園西駐車場 約100台 ③現市役所庁舎駐車場 約40台</p> <p>令和5年10月10日～ ①おおるり西側駐車場 約40台 ②中央小公園西駐車場 約100台 ④大津通仮駐車場 約50台</p> <p>令和7年3月頃～ ①おおるり西側駐車場 約40台 ②中央小公園西駐車場 約100台 ⑤新市役所庁舎駐車場 約170台</p> <p>上記のうち②～⑤については市役所来庁者用の駐車場と供用する形に なるため、全面をプラザおおるり駐車場として使用することはできま せん。</p> <p>令和6年以降、来館者が増えることによる駐車場不足への対応として は、周辺有料駐車場の利用や、乗り合わせ、公共交通機関の利用を利 用者に対してお願いしていきます。</p>
2	<p>業務仕様書 P9 23. 関係団体との調整 目的外使用の許可をされている団体と、この項目の件及び駐車場等 （社用車・職員・来客者駐車場等）で市としてある程度の調整を取ら れているのかご教示ください。</p>	<p>P9.23 の「光熱水費その他に係る一部負担金の額の支払い」につい ては、P3.12 イの内容により市が東館に入居する団体と調整します。 駐車場については、プラザおおるり及び市役所の駐車場には、職員及 び団体所有の車両を駐車しないよう調整します。 なお入居団体への来客者については、他の利用者と同様にプラザお おるり及び市役所の駐車場を使用することを想定しています。</p>